

地区社会福祉協議会 歳末福祉事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は地域福祉活動の推進を図るため、小地域での地域福祉活動を推進している地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)に対し、歳末たすけあい募金を財源とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助額)

第2条 本要綱に定める補助金の1地区社協あたりの上限額は、300,000円とする。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に規定する事業とする。

(1) 交流事業

健康づくり、生きがいくくり、仲間づくり、世代間交流等、地域住民が楽しく交流できるふれあい活動事業

(2) 援護事業

一人暮らし世帯、高齢者世帯、要援護世帯等への友愛訪問、配食サービス事業、個別支援に関する活動事業

(交付の申請)

第4条 補助の申請を受けようとする者は、第1号に規定する提出書類を第2号に規定する提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 請求書(様式第3号)

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 地区社協主催事業であること。(他機関との共催事業は条件を満たすものとする。)

(2) 事業実施期間は12月から翌年1月までであること。

(3) 歳末たすけあい募金配分金事業として適当な事業であること。

(実績報告)

第6条 当該事業が完了したときは、第1号に規定する提出書類を第2号に規定する提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 事業報告書(様式第4号)

イ 事業のチラシやパンフレット、写真など補助対象事業の実績がわかるもの

(2) 提出期限

事業終了後30日以内(最終期限は2月末まで)

(補助金の交付)

第7条 第4条の規定により申請があったときは、同条第1号に規定する提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(変更の承認申請)

第8条 第4条の規定に基づき補助金の申請をした者は、当該申請した内容又は補助金額の変更が生じることとなったときは、交付変更申請書(様式第5号)及び変更計画書(様式第6号)を提出しなければならない。

(変更後の補助金の交付)

第9条 前条の補助金交付額の変更申請があったときは、当該申請について内容を審査し、適当と認めるときは、変更内容に応じた補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 第6条第1号に規定する事業報告書を受領したときは、第3条に規定する対象事業であるか、及び第4条第1号に規定する事業計画書と相違がないか審査し、適当でないと認めるときは、補助金を返還させることができる。

2 第7条の規定により交付された補助金に残額が生じたときは、当該地区社協はその残額を返還しなければならない。

附 則

この要綱は平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。